

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する実施要領

（目的）

第1条 この要領は、新居浜市が発注する土木工事において、熱中症対策・防寒対策を適切に実施し、建設現場の労働環境改善を図ることを目的としたものである。

（対象工事）

第2条 新居浜市が発注する土木工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。ただし、港湾請負工事積算基準による工事（以下「港湾工事」という。）は除くものとする。

2 発注者は、現場環境改善費として、熱中症対策・防寒対策に要する費用を積み上げ計上できる工事の対象である旨を特記仕様書（別紙1）にて明示するものとする。

（実施方法）

第3条 受注者は、熱中症対策・防寒対策に要する費用の積み上げ計上を希望する場合は、発注者に対し、当該工事における対策に必要な施設・設備の種類、規模、設置期間及び概算費用等を記載した工事打合せ簿を提出の上、協議しなければならない。

2 発注者は、対策の妥当性を確認し、積み上げ計上の対象とする対策について受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、現場作業が終了した時点において、当該工事において実施した対策の施設・設備の種類及び設置期間を工事打合せ簿に記載し発注者に提出しなければならない。また、対策に要した費用の明細等を記載した見積書を提出しなければならない。

（費用の計上）

第4条 積み上げ計上する費用については、建設現場における熱中症対策・防寒対策のための施設や設備に要するリース価格もしくは減価償却費相当額とし、共通仮設費に計上する。

2 リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

〔 積算価格＝月当たりリース価格^{※1}×設置月数
※1 実際のリースにかかる明細書等を見積書で確認 〕

3 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費相当額を計上する。

〔 積算価格＝購入価格^{※2}×設置月数／（耐用年数×12）
※2 実際の購入にかかる明細書等を見積書で確認 〕

4 計上する費用の上限については、工事費の積算に適用した愛媛県土木工事標準積算基準、農林水産省工事積算基準及び水道事業実務必携を準用する。

5 対策例や積算方法は「熱中症の対策例と耐用年数について」（別紙2）を参考にすること。

（その他）

第5条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙1)

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する特記仕様書

本工事は、新居浜市工事請負契約書及び新居浜市土木工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

(対象工事)

本工事は、現場環境改善費に熱中症対策・防寒対策に関する費用を積み上げ計上できる工事である。

(実施方法等)

実施方法等は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する実施要領」によるものとする。